



CONTENTS

I New Dean

新法学部長就任のご挨拶
法学研究科長就任のご挨拶

樋爪 誠 2
品谷 篤哉 4

II New Face

着任のご挨拶
十数年ぶりの法科大学院

田中 良弘 6
古庄 順 7

III Sabbatical

ホーム・サバティカル

畑中 麻子 9

IV My Book

「地方自治組織法制の変容と地方議会」を上梓して
『現代民主主義——指導者論から熟議、ポピュリズムまで』
(中公新書 2021)
自著紹介『「法と経済学」の揺籃』

駒林 良則 11
山本 圭 13
菊地 諒 15

V Study Group

研究会

17

VI Research Grant

科研費

18

New Dean

新法学部長挨拶

新法学部長就任のご挨拶

樋爪 誠 HIZUME Makoto

衣笠の桜はいつ見ても素晴らしいと、今年の春もキャンパスを一望しながらそう思いました。立命館大学法学部開設 121 周年にあたり、衣笠キャンパスに法学部が移転して以来、いつもの桜に包まれたこの春も、昨年に引き続きコロナ禍と向き合うこととなりました。大学が過去に経験したことのないこの事態の中、法学部長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

喫緊の課題はコロナ禍への対応となります。今年度は、4 月 2 日に 1 回生の入学式を、4 月 4 日には新たな試みとして 2 回生の入学式を執り行いました。例年とは異なる学生の「気」を感じたのも束の間、4 月 15 日以降、再びオンラインを主とした教学体制に戻らざるを得なくなっております。昨年度の経験もあり、技術的には対面の授業とオンラインでの二本立て教学に慣れてきた側面もありますが、大学の意義とはいったい何なのか、どうあるべきかを考えさせられる日々が続いています。

さて、本年度は「法曹進路プログラム」の 1 期生が、法科大学院への進学に挑むことのできる年となります（詳細は、<http://www.ritsumei.ac.jp/law/education/housou/>をご参照ください）。京都法政学校として発足した立命館の法学部としても法曹養成の新局面としてこのプログラムの運営に注力しています。ここまで関係教員が総力を挙げて取り組んでまいりましたので、あとは学生たちが大



きく羽ばたいてくれるものと信じております。

本学部の特徴として、公務、行政分野の教学が挙げられます。本学部は法学と政治学を学びの柱としており、両者の有機的な連関により、学生たちが公務員等として公共の政策現場で活躍するための思考力と知識をつけられるよう尽力しています。今般のコロナ禍の事情において、これほどまでに「公」の判断とリーダーシップが問われたこともなかったのではないのでしょうか。本学部の学生が自分たちでこの困難な時代を科学的に分析し、より良い政策を実現し、新たな時代を切り拓いていけるように、公務行政特修での教学にさらに工夫を重ねていきます。

また、本学部卒業生の多くが民間企業に就職することも踏まえ、学生らに実社会での法

実践へのプロセスをより明確に示すことにも努めています。現在法学部は、司法特修（法曹進路プログラムを含む）、公務行政特修のほかに、6つのプログラム（グローバル・ロー、ビジネス・金融、生活・環境、自由・人権、歴史・文化、政治・市民社会）を設定しています。本学部は、こうしたプログラム選択が、学生が中長期的なビジョンを設定する際の指針となるよう、時代の要求に合わせてまたはそれを先回りする形で編成を行ってきました。特に先行きの見えない今日においてはプログラムの選択肢が今まで以上に重要な意味を持つと認識しています。本学部の学生たちがこれからを力強く生き抜いてゆけるようなプログラムを引き続き提供していきます。

さらに国際化も法学部の目指すところであり、2005年から始めた法学部独自の留学プログラムは、オーストラリア国立大学での3週間の研修や東南アジア諸国の法学とその実務に関する研修など、これまで堅調に拡大と深化を遂げてきました。現在は世界情勢から学生を送り出すには厳しい状況にありますが、国際化が進み、人々の交流が活発化する中で多様な法律関係への理解とそれへの対応力が重要となります。国際社会においてこれらの要求に応えられるよう、学生らが国際的な視座で法律を学ぶための学部のプログラムのより一層の国際化に取り組んでいきます。

私の専門は国際私法で、本学法学部で、木棚照一早稲田大学名誉教授のゼミに属したのが、この学問に携わるきっかけでした。「国際」という言葉は、何かそれ自体に「広がり」のある不思議な魅力があります。実は、国際私法という分野は比較的ドメスティックな領域なのですが、その言葉の力のおかげで、留学ははじめ国際的な仕事にも携わってきました。

法学部および国際私法学への恩返しのようなつもりで、国際化には少しこだわってみようかと思います。

前任校に赴任したての頃、その共同研究スペースでの会話で、この立命館大学法学部のニューズレターが話題になり、少しうれしかったような、懐かしかったような思いを持ったことを覚えています。私自身も立命館大学大学院法学研究科の出身ですが、同研究科出身の多くの研究者が国内外で活躍されています。いろんな機関でご活躍のこれらの方々はじめ読者の方に、ニューズレターを介して安心して期待していただけるような情報が提供できるよう努めていきたいと思っています。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

（ひづめ まこと・国際私法）



衣笠キャンパスの桜

New Dean

新法学研究科長挨拶

法学研究科長就任のご挨拶

品谷 篤哉 SHINATANI Tokuya



2021年4月より法学研究科長に就任しました。研究科長の仕事は初めてです。ほとんど無知の状況から少しでも知識を吸収するべく、前任の山本忠先生をはじめとする諸先生方および職員の方々からお話を伺うと、法学研究科の少なからぬ課題が見えてきます。課題は具体的にどのような内容か、問題の源泉は何か、どのように取り組むのが適切か、取り組みにより法学研究科の教育と研究にどのような効果が見込めるか……。1つの課題から、さらに次々と課題が見えてきます。いずれも関係する方々のお力添えがなければ取り組みの困難な課題ばかりです。以下では最も重要な課題の1つである入学者確保について記してみます。

2021年4月の博士課程前期課程の新入生は7名でした。定員が60名なので、定員充足率は11.7%です。この数字を向上させなければなりません、言うまでもなく難題です。迅速・劇的に向上させる特効薬など、あるはずがありません。難題に対する従来からの取り組みを吟味・改善するのみです。取り組みとは、法学研究科へ進学したいと思わせるように法学研究科の教育・研究の魅力を高め、わかりやすく学部生に伝えることです。

そのためにはどうするか。法学研究科の沿革を振り返ると、1950年に研究者養成から出発し、研究者養成以外の目的を持った教育課程として1994年に専修コースが設けられ

ました。研究者養成は現在の研究コースが承継し、専修コースは現在のリーガル・スペシャリスト・コース、公務行政コースおよび法政リサーチ・コースが賄っています（以下ではこれら3つを「3コース」と記します）。現在の法学研究科は、研究コースと「3コース」に大別されるとともに、いずれも修士論文の執筆を要求します。換言すれば前期課程は、修士論文執筆に取り組むべき2年間です。

この2年間では、学部での4年間では洗練の困難な実力の養成に向けて作業を重ねます。判例や学説をわかりやすく簡潔にまとめ、時系列に即して事実関係を正確に把握し、要件・効果や目的・手段等の論理的な思考力を高め、読み手にとってわかりやすく理解できる文章を書く等の作業です。こうした作業を繰り返して身につける実力は、実務でも十分に通用

します。むしろ実務は、当該実力を備えた人こそ必要としています。テレワークの普及・浸透が進み、「飲み会で腹を割って話せばわかる」といったスタイルが遠く現状に照らすと、法学研究科修士生への実務的ニーズは従来より一層高くなりそうです。

法学研究科の大学院生には、こうした実務のニーズを繰り返し伝えたいと考えています。当の本人は濃厚な授業への対応に多忙な毎日を過ごし、自己の実力が向上したと認識していないかも知れませんが、誇るべき実力です。こうした実力を養成する効果を院生各自が意識するようになると、各回の授業における各自の対応にも工夫が出てくるでしょう。たとえば判例・学説を400字程度にまとめる、時系列を当事者ごとに色分けする、要件と効果が結びつく合理性に言及する、1文を100字程度に短くする等の工夫です。実用を強く意識した法学研究の芽生えです。

こうした法学研究は、研究コースおよび「3コース」の両者に当てはまります。しかしながら前期課程のみで社会へ巣立つ「3コース」については、もっと大胆な方策も考えられそうです。たとえば研究コースは特定の分野・科目における研究活動を目標とするのに対し、「3コース」はそのような目標を掲げません。修士論文執筆については特定の分野・科目を想定するものの、実社会での活躍を意識するならば、修士論文執筆以外の活動では分野・科目にそれほどこだわる必要はありません。他研究科科目受講制度のより積極的な活用も望まれるところです。修了後の実社会で自己が活躍したい分野や具体的な仕事の内容に照らし、バラエティとオリジナルに富む時間割表を各自が作成するようになれば、「3コース」の意義が具体的に反映されたと認識できるでしょう。

また大学院進学後の受講科目がバラエティに富むことを所与とするなら、研究者養成を前提とした2科目入試についても見直しの余地はありそうです。現行の一般入試は、研究コースも「3コース」もすべて2科目入試であり、研究者養成の考えが出発点となっています。けれども研究コースとはそもそも意義が異なる以上、「3コース」では入試の受験科目が2科目たるべき必然性は乏しいとも考えられそうです。

以上は就任間もない時期における思いつきに他なりません。ただし法学研究科が少なからぬ課題を抱えていることは、否定しがたい事実です。思いつきが浮かんた背景を率直に説明しながら、数多くの方々との話し合いを通じ、課題解決の具体的な方策を検討していきたいと考えています。皆様のご支援・ご協力を賜りますよう、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

(しなたに とくや・商法)

New Face

新任紹介

着任のご挨拶

田中 良弘 TANAKA Yoshihiro

2021年4月に立命館大学法学部に着任しました田中良弘と申します。出身は大阪府ですが、国際基督教大学（東京都三鷹市）に進学して以降ずっと関西を離れており、20数年ぶりに戻ってきました。久しぶりの関西弁に戸惑うことも多いですが、そのうち私自身も関西弁（大阪弁）に戻したいと思いますので、しばらくは中途半端な話し方をしていても見守っててください。

さて、私の専門は行政法ですが、本格的に行政法の勉強を始めたのは2012年に一橋大学の博士後期課程に進学してからで、実はまだ10年も経っておりません。かなり遠回りをしてから研究者に転じたため、いい年齢にもかかわらず、科研費の定義では、あと5年は若手でいられるようです。

話のついでに経歴を紹介しますと、学部では数学を専攻し、法律科目は教職課程の必修科目だった日本国憲法を履修しただけで、行政法については大げさではなく存在すら知りませんでした。大学卒業後は、少しだけ高校の数学教師をした後でシステムエンジニアに転じ、そのまま30歳目前まで法律学とは無関係の人生を歩んでいました。

そのような私が法律の世界に足を踏み入れたのは、なにか高尚な理由があったわけではなく、ITバブル（この言葉自体に時代を感じます。）が弾けた後もしばらくは景気のおかげでシステム業界に陰りが見え始めた2004年に法科大学院が発足し、「社会人も大歓迎!」「未修者でも3年勉強すれば8割は司法試験合格!」といった夢のような誘い文



句に惹かれ、司法試験に受ければきっと将来の不安はないという極めて俗な考えから、千葉大学法科大学院の未修コースに進学したことがきっかけでした。

入学後しばらくして、未修コースと言いつつ本当の未修者（いわゆる純粋未修）は数えるほどしかいないことや、8割合格すると言われていた新司法試験の合格率がせいぜい3～4割であることが発覚し、働きながら法科大学院に通って法曹資格を取るという、今から考えればコーヒー牛乳に砂糖を溶かしたような甘い考えはあえなく潰えましたが、幸いにも先生方や同期に恵まれ、3年後に無事に司法試験に合格することができました。本音を言うと、1回で合格しなければシステムエンジニアに戻ることを考えており、司法試験直後の5月末から、昔のツテを頼って、とある大手システム会社の契約社員としてシステ

ムの実装やテストに勤しんでいました。そのため、司法試験の合格発表は勤務先のパソコンで法務省のサイトを確認したのですが、アクセスが集中したためになかなか表示されず、何ともいえない気分でPDFがゆっくりと表示されるのを眺めていた記憶が今でも残っています。

その後、それまでのキャリアや理系の知識を使って知的財産を扱う弁護士になるつもりで特許系の法律事務所から内定をもらいましたが、司法修習で検事の仕事に魅力を感じ、検察教官のご尽力もあって任官することができたため、しばらく検事として刑事事件の捜査や公判に携わっていました。さらにその後、法科大学院時代の恩師である鈴木庸夫先生（現・弁護士）から研究者の道に誘われた

ことがきっかけで、鈴木先生の母校である一橋大学の博士後期課程に進学し、高橋滋先生（現・法政大学教授）の下でようやく行政法の勉強を始め、現在に至っています。

とりとめもなく経歴を紹介していたら既に指定された文字数を超過してしまい、肝心の研究者の道に転じた後の経歴を紹介することができなくなりましたが、博士課程を修了し、一橋大学と新潟大学で計6年間勤務した後、この4月に立命館大学法学部に着任いたしました。研究者としても教員としてもまだまだ未熟なためにご迷惑をおかけすること多いと思いますが、ご海容の上、ご指導いただければ幸いです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

（たなか よしひろ・行政法）

New Face

新任紹介

十数年ぶりの法科大学院

古庄 順 FURUSHO Jun

このたび、法科大学院の実務家教員を命ぜられました京都地方裁判所裁判官の古庄順と申します。

私は、法科大学院の一期生であり、十数年前に某法科大学院で学んでいた頃のことが懐かしく思い出されます。今想像すると、法科大学院で指導するというのは大学の先生方にとっても初めての経験であり、様々なご苦労があり、試行錯誤を重ねておられたのだらうと思いますが、気楽な学生であった私は、そのようなことは全く考えもせず、学部で指導を受けた先生方が学部時代とは一味違う授業をされているのが刺激的で面白く感じられ、充実した日々を送っておりました（言うまでもなく、学部時代の授業も、手法の差はあれ、



また素晴らしいものでした。念のため。)。初めて出会う実務家教員の授業も、新鮮で興味深いものでした。このような私にとって、十数年ぶりに法科大学院に戻って来る機会を与えていただいたことは、大変嬉しく、光栄なことです。授業の準備には思っていたよりもずっと時間がかかることが今更ながら分かり、十数年前にご指導いただいた先生方に対し改めて感謝の念を強くしたところですが、法曹の世界では先輩から受けた恩は後輩に対して返すのが伝統と思われまますので、微力ながら立命館大学法科大学院の学生が知的刺激に満ちた充実した日々を送ることができるよう尽力することにより恩返しができればと存じます。法科大学院にいと忘れがちな学生もいるかもしれませんが、新しい知識を得ることは喜びであり、勉強は本来苦しいものではありません。このような気持ちを思い出してもらおうお手伝いもできればと思っております。

熊本で司法修習を受けた後、裁判官になってからは、大阪地裁、鹿児島家裁、福井地家裁武生支部と、大規模庁、中規模庁、小規模庁で勤務し、民事、刑事、家事、少年を満遍なく担当してまいりました。この4月からは京都地裁で専ら民事訴訟事件を担当し、ウェブ会議デビューを果たしたところです。この間、判事補の在外研究制度によりアメリカ合衆国ヴァージニア州のウィリアムアンドメアリー大学ロースクールや裁判所において1年間研修する機会を得たり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の長期専門家としてベトナムのハノイにおいて検察官や弁護士の専門家とともに2年間法整備支援に従事する機会を得たりしたこともございました。これら一つ一つの任地での新たな挑戦や経験は、私にとってかけがえのない財産であり、また、私を形作る一部になっているものと思います。

法科大学院では、2年生向けの「民事訴訟実務の基礎」と3年生向けの「民事裁判総合研究」を担当いたします。この十数年の間に、司法研修所の要件事実論の象徴ともいえる「貸借型理論」がかつての位置付けではなくなり、実体法の解釈に応じて要件事実は変わり得るという当然のことをより意識的に指導するようになるなど、司法研修所の要件事実論にも様々な変化があるようです。一から勉強し直して知識をアップデートするとともに、法曹の仕事は要件事実を機械的に適用することではなく、あくまで事件や紛争を解決することですから、そこに至るための道筋やそのような仕事の魅力についても伝えられるような授業ができればと思っております。

とはいえ、未だ未熟な中堅裁判官に過ぎませんし、これまで司法修習生の指導をしたことはあっても、体系的な計画に沿って学生の指導をするのは初めてであり、何かと行き届かないこともあろうと存じます。また、私自身もこの機会を活かしてまだまだ成長したいと思っております。多くの先生方からご指導をいただければ幸いに存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（ふるしょう　じゅん・要件事実論）

畑中 麻子 WECHS HATANAKA Asako

2020年3月14日のドイツ。某歌詞の言霊を借りれば、「最悪ななな春」の始まりである。

皆様のご厚意で在外研究の機会をいただき、深い感謝の念を抱きつつ衣笠を後にしたのは2019年夏。辞めないことだけに必死な日々から脱却し、家族の傍でただ静かな研究生活を送ることを心待ちに旅立った。

半年間は穏やかな日常を過ごし、執筆に集中した。奇異な経歴の若年アジア女性アソシエイトプロフェッサーに受入機関は若干困惑していたが、その間、いくつかの国際交流プログラムに招聘された。中世の街並みが残るチュービンゲン大学では「Doshisha Week」に参加し、紙面でしか接点がなかった調停研究の第一人者と議論する機会に恵まれた (<https://www.doshisha.ac.jp/en/news/2019/1211/news-detail-1109.html>)。また、フランクフルトのゲーテ大学では「Digital Copyright Workshop」にて報告の機会を得た (ZjapanR, Nr. 50, 2020, SS. 295-300 参照)。竜巻きの襲来で街が閉鎖される事態があった翌日となったが、大学院留学中に訪問したことがあるかつてのキャンパスは近代化されており、15年ぶりの懐かしい邂逅も果たした。といっても、相手は扉のないエレベーターだが (写真 注: その当時は乗り降りできた)。

ところが、年が明けて寒さが一層厳しくなる頃から雲行きが怪しくなり、突然国境が閉鎖されてしまう。ボーダレス化が進む時代に生まれ落ち、まさかベルリンの壁のような事

態を経験することになるとは予想だになかった。いわゆるロックダウンが2020年3月14日から施行されると、生活は様変わりする。パン屋・スーパー・薬局等の生活必需品店舗以外は閉鎖され、同居家族以外とは面会が許されず、夜間外出も禁止された。感染症対策の効力は法律上3週間程度に限定されるので、翌週以降の状況はまるで見通しが立たない (ドイツの感染症については、石塚壮太郎「ドイツ連邦議会による「緊急事態宣言」」ジュリスト1556号59頁参照)。研究環境も悪化するばかりで、キャンパスは閉鎖され図書館も利用ができなくなってしまった。仕方なく台所の片隅に机とPCモニター



を設置し、細々と作業を続けるよりほかなかった。渡航制限で一時帰国が叶わず、祖母の旅立ちを見送ることもできなかった。

不穏な春を何とかやり過ごし、夏の訪れとともに一時期は飲食店も再開したが、落ち葉が二度目のロックダウンを運んできた。2回目の正月明けには「Schnabel Maske (嘴マスク)」の異名をもつ医療用マスクの着用が義務化された(喘息持ちの家族には、市町村からすぐさま割引購入券が届いた)。最も状況が逼迫した時点で、居住地では人口10万人の感染者が2000を超えていた(検査数の実態は考慮せず比較すると、今春大阪でまん延防止等重点措置が発令された際は60程度)。そして、2021年5月初旬現在、三度目のロックダウンが続いている。2月頃に連邦政府から提示された緩和政策は、数値が35以下を達成すれば美術館や劇場を1年ぶりに再開するというものであったが、学校再開の基準は165以下に修正され(政治的思惑で100から引き上げられた)、週毎の平均値を元に金曜日から土曜日にかけて翌週教育形態が自治体ごとに決定されるという状況が続いている。

そんな中、研究活動はオンライン上で活性化していった。一方で、5月初旬を皮切りに次々とシンポジウムが開催され、出張の労なく各地をバーチャル訪問することができた。国際学会の企画委員会もZoomで開催され、北は米合衆国から南はモーリシャスまで、世界の同僚達と2023年について展望を協議した。他方で、Zoomの限界も見えてきた。モノカルチャーの更なる侵食、すなわち英語一辺倒の学术交流と「著名人」による登壇の繰り返し、そして新たなネットワーク構築の難しさである(Zoomでは名刺交換できない!)。

同時に、知的財産の意義を考え直す契機にもなった。資料への物理的アクセスができなため、過年度より実験的に着手していた学術書の電子書籍を片っ端から試し、デジタル著作権管理や価格競争等の実態を検証した。重く分厚い学術書が電子化されると便利なことこの上ないのだが、英語文献に限られる上に電子書籍リーダーの機能に研究効率が左右され、出版社の電子戦略に振り回される。また、報道されているようにワクチンをめぐる特許戦争は熱を帯びている。

かくして、在外でのホーム・サバティカルは終わりを迎えてしまった。壮絶なコロナ体験が帰国後の空港隔離によって更に上塗りされてしまっただけに(離陸後、一切の説明なくホテルの一室で3日間幽閉された)、「お帰りなさい」の一言はとても温かく心に響いた。やはり、対面の交流は大切である。折角の機会を十二分に活かすには至らなかったことが悔やまれるが、オンライン講義等対応への大変なご苦労があった中、法学部の先生方には貴重な時間をいただいたことに改めて御礼申し上げたい。そして、無為に奪われた多くの命に、この場を借りて心からのお悔やみを申し上げたい。

冒頭の歌は「この春をずっと僕は僕らは忘れないだろう 虞美人草が揺れている」と続く。果たして、彼の地でポピーは見かけたのだろうか。次回の在外研究では小さな生き物たちにも目を配るだけの余裕がある滞在となることを願うばかりである。

(はたなか あさこ・知的財産法)

My Book

自著紹介

「地方自治組織法制の変容と地方議会」を上梓して

駒林 良則 KOMABAYASHI Yoshinori

2021年2月に立命館大学法学叢書第22号として『地方自治組織法制の変容と地方議会』を法律文化社より刊行することができた。地方議会を扱う単著としては、2006年に刊行した『地方議会の法構造』に続くもので、前著以降に公にした地方議会に関する諸論攷等を一書にまとめ、加筆修正したものである。

前著では地方議会の法的性格や自治体組織における法的位置づけを考察するために、主としてその法原理を扱うものであったが、ここでは十分に扱えなかった議会の位置づけの精緻化や議会自律権など、積み残していた課題があることは承知していた。かかる課題に取り組むべく考察を進めていたが、その後、自治体組織の基本構造における抜本的改革の議論が注目を浴びたこと、地方議会改革が本格化したことを受けて、筆者としても地方議会を含む自治体組織の法制面に視野を拡げて考察することが不可避となった（これらについては、本書第1章及び第5章で詳論している）。本書はかかる状況の推移を踏まえて、テーマを地方議会に限定せずに研究をすすめた成果であるということが出来る。さらにいうと、本書の「はしがき」にも触れたように、議会の法理論面だけでなく議会実務の側面にも関心を持つようになったことも本書の刊行動機となっている。この点について本書では直接に扱う章はないものの、全体に亘って意識したつもりである。

さて、本書における筆者の一貫した問題関



立命館大学法学叢書第22号
『地方自治組織法制の変容と地方議会』
駒林良則著 法律文化社
2021年2月 ¥6,160（税込）

心は、地方議会及びそれと関係する自治体組織法制に関するこれまでの一般的理解が現行憲法から要請されるべき自治体組織と整合的であるといえるのか、という点である。例えば、地方議会の権能や議会と長の関係においては旧地方制度から現行地方自治法に引き継がれた仕組があるが、こうした仕組が十分に吟味されることなく現行の自治体組織に組み込まれていることを問題視すべきであるのに、その点について大勢は関心を示してこなかった。本書は、かかる仕組の整合性の検討

を本書第4章で行っている。本書の検討が十分であるとは言えないかもしれないが、現在の議論動向が自治体の組織形態の多様化柔軟化を志向している状況において、——この方向性自体に異論があるわけではないが——これに関わる議論にこうした観点が十分に反映されていないのではないかと、この危惧を持っている。この点で、本書は現在の議論にもコミットするものであるといえるだろう。

なお、第2章では自治組織権を論じた。自治体組織を考察するときその基底といえる自治組織権について、地方分権改革以降の制度上の変容がみられるにも拘わらず、その原理的説明が未だ十分でないことが指摘できるように思われるが、これに対して私見を提起している。

さらに、第5章では、前著からの懸案であった議会の自律権と近時の地方議会改革について、それぞれ私見を整理している。特に、議会の自律権について、国会の各議院の自律権とは同じものではなく原則として司法審査に服するものであること、しかし、服することが地方議会に自律権がないことにはならないことを強調している。

終章では、これまでの考察を踏まえて「自治体組織法の今後」として、今後検討すべき課題を挙げた。

その一つは、「地方議会法」の構想である。国会と地方議会を統一的に理解する「議会法」というものがある一方で、行政法学では地方議会は「行政組織法」で扱われてきた。本書は、国会と同じ法原理で説明することに無理があるのではないかとし、また、行政組織法のなかで地方議会の法制度を扱うことにも限界があるとの立場を表明して、地方議会については独自に「地方議会法」という法領域を形成すべきである、とした。但し、その内容は十分

に検討できなかったため今後の課題とした。

二つ目は、自治体組織法なる観念を提起することである。これは、すでに述べたように、自治組織権を考察したことを踏まえて、この自治組織権を基底に据えて、行政組織法とは別に「自治体組織法」を形成すべきではないか、と考えている。これまでの行政法学では地方議会は行政組織法のなかで扱われてきたが、統治の機関である地方議会を行政組織法のなかで扱うことには疑問があること、また自治体組織原理が国の行政組織とは異なる法原理によって統制されていることから、「自治体組織法」なるものを指定して、自治体組織の法的構成を整理し直すべきではないかと考えている。

前著刊行の後、地方議会改革の具体的取組について関与する機会が得られたことは、実務面への関心を抱くきっかけとなったとともに、先に述べたように、本書執筆の動機になったといえる。実務に接してみて、地方議会の有り様について感じたことは、地方議会の自律性をもっと拡大できないか、ということである。各議会が自らの自律権を行使することで、地方議会はもっと自由に活動できるのではないかと、ということである。それとともに、各議会は自らに適合した議会を模索すべきであるのに、残念ながらそうした意識を持つ議会が極めて少ないということである。こうした状況を一步でも前にすすめるために、本書が少しでも役立つことを願うばかりである。

(こまばやし よしのり・行政法)

My Book

自著紹介

『現代民主主義 —— 指導者論から熟議、ポピュリズムまで』（中公新書 2021）

山本 圭 YAMAMOTO Kei

2020 年度は学外研究の機会をいただいたのですが、コロナ禍で渡英を断念せざるをえませんでした。ブライトンどころか近所のコンビニに行くことすら躊躇われる生活がしばらく続き、オンライン化一年目の先生方のご苦勞を案じつつも、結局 STAY HOME のまま学外研究期間を終えてしまいました。そうした鬱屈とした日々のなかでなんとか学外研究中の成果らしい成果として刊行できたのが本書です。目次は以下の通りです。

序章 民主主義の世紀

第 1 章 指導者と民主主義

第 2 章 競争と多元主義

第 3 章 参加民主主義

第 4 章 熟議と闘技

第 5 章 現代思想のなかの民主主義

終章 未来に手渡す遺産として

本書は、現代の民主主義論の発展とゆらぎを追いかける構成になっています。じつはこのかん、民主主義の新書が連続して刊行されてきました。そうした出版ラッシュを横目にしながらの校正作業は心穏やかなものでは到底ありませんでしたが（苦笑）。こうした類書との関連では、本書『現代民主主義』の特徴を 2 点挙げるができると思います。第一は、20 世紀以降に議論を限定したことです。民主主義の思想史といえ、古代ギリシャから始め、ルソーや近代革命を経由して現代で終わるのがスタンダードな構成ですが、私



『現代民主主義
指導者論から熟議、ポピュリズムまで』
山本圭著 中公新書
2021 年 2 月 ￥946（税込）

の本では解像度を目一杯あげて二十世紀以降にフォーカスしました。これまで自分が研究してきた政治学と現代思想の両方を射程におさめた仕方で、民主主義の 100 年史のようなものを描いたことになります。

そのさいとりわけ注目したのは、20 世紀の初頭に議論されていた「指導者民主主義」でした。「指導者」という日本語は独裁者を連想させてしまいますが、いわばリーダーやリーダーシップのことです。マックス・ウェーバーはちょうど 100 年ほど前、官僚制を抑

制し、大衆を導く力強い指導者の必要を説いていました。こうした議論は、ポピュリストやコロナ禍で指導者のリーダーシップが注目されるいま、あらためて重要になっています。しかし、指導者の問題は、それが民主的な平等と衝突することから、民主主義論ではあまりポピュラーなトピックではありませんでした。リーダーシップとデモクラシーの問題にどう折り合いをつけるのかは、今後も継続して深堀りしていきたいテーマです。

第二の特徴は、政治学の議論だけでなく、いわゆる「現代思想」と呼ばれる哲学分野もフォローしている点です。政治思想と現代思想は比較的重なる部分があるはずなのですが、分野的に棲み分けのようなものができてしまっていて、残念なことにあまり相互に言及がありません。しかし、やはりそれではもったいないのではないかと。両者のあいだに有意義な対話が生まれるきっかけになればと思い、第5章では「現代思想のなかの民主主義」を取り上げ、ジャック・デリダ、ジャック・ランシエール、エルネスト・ラクラウといった人々の民主主義論を詳しく論じています。ついでに言えば、21世紀の民主主義論の展開として、認識的デモクラシー、ステークホルダー・デモクラシー、ケアの倫理など、かなり新しい議論まで射程に入れている点も本書の強みと言えます。

本書は、いちおう学部生のような初学者にむけたスタンダードな民主主義論を目指していました。それでも思いのほか時間がかかったのは、何を書くかということよりも、「何を書かないか」の決断でした。たとえばいわゆる東側諸国で議論されていた「人民民主主義」や日本の民主主義思想などは、本書ではほとんど言及できていません。これらを自由民主主義との関係で描き出すこともまた、本

書を書き上げるなかで出てきた課題です。

それでも、ケルゼンやシュンペーター、熟議やポピュリズムなど、本書には多様な論点を散りばめています。お時間のあるときに本書を手にとっていただき、パラパラと眺めていただければ幸いです。21世紀の民主主義がどのようなものになるのか、現在のパンデミックがどのような影響を与えるのか、クリアな見通しは立ちませんが、それでも20世紀の民主主義論の変化に繰り返し立ち返ることは、いまなお意味のある作業であると信じています。

また、2021年4月には共編著『よくわかる政治思想』（ミネルヴァ書房）を刊行しました。こちらはシリーズ最多の執筆者数となり、古代から現代、西洋政治思想から日本思想まで、幅広い分野をカバーしたテキストになっています。授業準備等の資料としてお手元に一冊あると便利かと思いますので、こちらどうぞよろしくお願いします。

（やまもと けい・政治学）



野口雅弘・山本 圭・高山裕二編
『よくわかる政治思想』 ミネルヴァ書房
2021年4月 ¥3,080（税込）

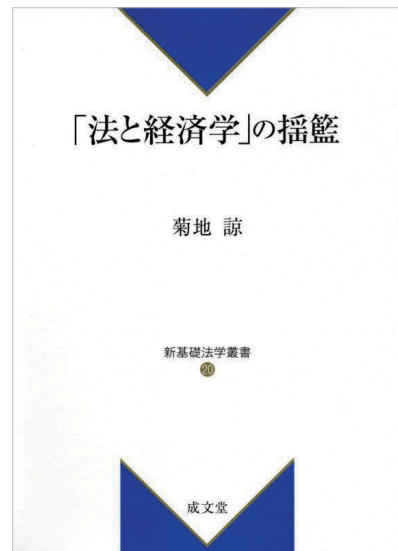
自著紹介 『「法と経済学」の揺籃』

菊地 諒 KIKUCHI Ryo

この度、成文堂「新基礎法学叢書」第20巻として、『「法と経済学」の揺籃』を上梓する運びとなりました。本書は、京都大学大学院法学研究科博士後期課程にて行った研究活動の成果として、2020年に同研究科へ提出した博士学位論文「アメリカ「法と経済学」前史」（同年3月に博士（法学）を取得）に大幅な加筆・修正を施したもので、法学と経済学の統合を試みた個々の論者の見解について掘り下げると共に、それらの影響関係についても検討を加えることで、法学と経済学の統合の系譜を思想史的な観点から描き出そうと試んでいます。

本書の構成は下記の通りです。第1章では、予備的な作業として、19世紀アメリカの社会史における産業化の過程を概観し、その背景に控える社会ダーウィニズムについて検討します。社会ダーウィニズムは、人間の競争を通じて慣習としての社会制度が進化するという発想に基づき、制定法による社会変革を否定します。この「なすに任せよ」の体制が、産業化の過程で様々な社会問題をもたらしました。そこで、法学と経済学の統合が、社会問題の解決のために制定法の価値を再評価し、社会ダーウィニズムを克服するところから始まったことを明らかにします。

第2章では、19世紀のヨーロッパにおいて興隆した、歴史学派の経済学について検討します。この学派は、法が人間の経済活動に影響を与えるという前提から、立法のあり方を探求しました。そこで、ヨーロッパの歴



『「法と経済学」の揺籃』
菊地諒著 成文堂
2021年3月 ¥6,050（税込）

史学派が、19世紀のアメリカにおける法学と経済学の統合に対してどのような理論的基盤を提供したかを明らかにします。

第3章では、19世紀のアメリカにおける歴史学派の受容について検討します。歴史学派の理論に基づき、インセンティブとしての制定法に注目する立場は、「新しい学派」と呼ばれました。そこで、この「新しい学派」が、当時のアメリカにおいてどのような評価を受けていたかを明らかにします。

第4章では、19世紀のアメリカにおける法学と経済学の統合について検討します。歴

史学派の理論に依拠する「新しい学派」は、産業構造の変化に対応した法学の知見を、経済学に取り入れることを主張しました。そこで、「新しい学派」の主張において、法学と経済学がどのような関係の下で捉えられていたかを明らかにします。

第5章では、20世紀のアメリカにおいて興隆した、制度学派の経済学について検討します。これまで検討してきた歴史学派および「新しい学派」の影響を受けて登場した制度学派は、法学と経済学の統合を推進しました。そこで、20世紀初頭のアメリカにおける法学と経済学の統合を検討する準備として、制度学派の基本的な主張を明らかにします。

第6章では、制度学派から見た法学と経済学の関係について検討します。制度に注目する制度学派は、法によって形成される制度をも対象としており、その分析のために、法学の知見を経済学に導入することが試みられました。これは、第4章で検討した「新しい学派」の主張を精緻化したものです。そこで、制度学派によって、法学のどのような部分が経済学に導入されたかを明らかにします。

第7章では、これまでの議論を踏まえて、20世紀初頭のアメリカにおける法学と経済学の統合について検討します。複数の経済学者・法学者による制度論を中心に、法学と経済学がどのように統合されているか、この統合がどのような理由から行われているかを明らかにします。以上の検討を通じて、19世紀から20世紀初頭にかけての法学と経済学の統合を「法と経済学」の揺籃として描き出し、思想史の中に位置づけることが、本書の目的です。

本書は、日本での研究の蓄積が少ない「法と経済学」の前史に関して、基礎的な知見を提供することを企図しています。そのため、

当時の議論をなるべく内在的に理解し、再構成しようとする姿勢から、個々の議論が有する現代的価値について十分な言及がなされていません。この点は、今後の研究を通じて拡充を図りたいと考えています。

また、本書は「法と経済学」と銘打っておりながら、(ロナルド・コース以後の)いわゆる「法と経済学」について正面から取り上げていません。この点について釈明すると、当初の構想では、19世紀から現代に至るまでの「法と経済学」の変遷を描き出す予定でした。しかし、この作業は経済学という学問の歴史をたどるものであり、時間的な制約の中では困難であったため、方針を変更して本書のような形に落ち着きました。なお、本書の随所で現代の「法と経済学」との比較が挿入されているのは、当初の構想の名残です。

本書の完成は、多くの方々のお力添えによるものです。特に、立命館大学法学部共同研究室的佐藤理英さん、畑千代さん、阿部環さんには、本書の一部を論文として『立命館法学』に掲載する際に、校正の過程で大変お世話になりました。心より御礼申し上げます。

いわゆる学際・学融の契機は、大きな問題に対する共闘の精神にあるということを、昨今のコロナ禍において痛感しています。本書が、そのような共闘の一例を示すものとして、少しでも読者のみなさまの参考になれば幸いです。

(きくち りょう・法哲学)

Study Group	研究会
	2021 年 2 月～6 月

■法学部定例研究会：

- 21 年 2 月 6 日 商法研究会：中村康江氏「任期短縮の定款変更による取締役の退任と会社法 339 条 2 項の類推適用」、村上康司氏「株主資格の確認・代理行使と株主総会決議の取消し（札幌高判令和元年 7 月 12 日金融・商事判例 1598 号 30 頁）」
- 21 年 2 月 24 日 第 26 回最高裁研究会：大久保史郎氏「アメリカ政権移行の混乱ーその意味すること」、坂田隆介氏「アメリカ大統領選挙と合衆国最高裁判所」
- 21 年 2 月 25 日 2021 年度立命館大学法学部客員教授講演会：Wolf-Dietrich Walker 氏「ドイツ強制執行法における効果的な権利保護」
- 21 年 3 月 4 日 立命館大学法学部国際シンポジウム：Wolf-Dietrich Walker 氏「スポーツ仲裁と人権保障」
- 21 年 3 月 6 日 商法研究会：桜沢隆哉氏「招集株主によるクオカード贈与の表明と株主総会開催禁止の仮処分」東京高決令和 2・11・2 金判 1607 号 38 頁（原審：さいたま地決令和 2・10・29 金判 1607 号 45 頁）、品谷篤哉氏「代表取締役による代表権濫用に関する覚書」
- 21 年 3 月 11 日 2021 Ritsumeikan University Preliminary International Online Workshop：Chien-Liang Lee 氏「E-Justice in Taiwan」
- 21 年 3 月 25 日 第 2 回政治学研究会：柳至氏「緊急事態宣言の受容：手続き的公正の影響に着目したシナリオ実験」
- 21 年 4 月 24 日 商法研究会：竹濱修氏「自動車保険契約における酒気帯び運転免責条項による免責の可否（大阪高判令和 1・5・30 判時 2444 号 20 頁）」、久保壽彦氏「会社法 484 条 3 項に係る一考察（福岡高裁那覇支部判令和 2 年 2 月 27 日金判 1593 号 14 頁を題材にして）」
- 21 年 5 月 1 日 Online Seminar on Asia and Latin America Enforcement Law：Zhixun CAO 氏「Effective Rights Protection in Chinese Enforcement Law」
- 21 年 6 月 11 日 日独交流 160 周年記念オンラインシンポジウム：Rupert Scholz 氏「Corona-Pandemie und verfassungsrechtliche Probleme」

Research Grant	科研費
	2021 年度

- 基盤研究 (B) 親の別居・離婚における子の権利保障システムの構築
研究代表 二宮 周平
- 基盤研究 (B) 公共政策におけるリスケーリング (政府間関係・行政単位の再編) に関する研究
研究代表 徳久 恭子
- 基盤研究 (B) 医療安全と紛争解決の有機的連携の促進のための複数領域による国際比較研究
研究代表 平野 哲郎
- 基盤研究 (B) わが国における神経法学の基盤的研究ー法学・医学・心理学の協働ー
研究代表 山口 直也
- 基盤研究 (C) 明治期の日本人留學生のドイツにおける法学博士学位の取得とその法史上上の意義
研究代表 高橋 直人
- 基盤研究 (C) 会社訴訟のコーポレートガバナンスにおける役割の変容
研究代表 山田 泰弘
- 基盤研究 (C) アフロキューバ主義における混血アイデンティティの言説形成プロセスの解明
研究代表 安保 寛尚
- 基盤研究 (C) 日本中世における法・裁判・紛争処理に関する再定位：中世法制史研究の基盤形成へ
研究代表 河野 恵一
- 基盤研究 (C) ドイツにおける重罪合意罪 (謀議罪) 及び犯罪結社罪・テロ結社罪の歴史的展開と現状
研究代表 安達 光治
- 基盤研究 (C) 算定コストを考慮した、知的財産権侵害に対する損害賠償の具体的な算定枠組みの研究
研究代表 宮脇 正晴
- 基盤研究 (C) ウェストミンスター型制度・思想の日本への影響に対する解釈アプローチからの研究
研究代表 小堀 眞裕
- 基盤研究 (C) 専門訴訟での規範形成過程とその制度的・人的体制の実証的・比較法的研究
研究代表 渡辺 千原
- 基盤研究 (C) 労働法における憲法価値の実現に関する日独比較研究
研究代表 倉田 原志
- 基盤研究 (C) 税務行政の国際化と情報通信技術の利用と納税者権利保護の新たな展開
研究代表 望月 爾
- 基盤研究 (C) 日本本土における米軍基地問題の史的展開ー「危険性」の変容と「同盟」強化
研究代表 吉次 公介
- 基盤研究 (C) 中国語教育のためのレアリア・文化語彙理解の基礎的研究
研究代表 中西 千香
- 基盤研究 (C) 政党多極化時代における憲法規範論としての「実効的な議会内野党」
研究代表 植松 健一
- 基盤研究 (C) 法人税法上の繰越欠損金の研究
研究代表 安井 栄二

- 基盤研究 (C) 締約強制論の射程とその限界
研究代表 谷江 陽介
- 基盤研究 (C) 効果的な権利保護と事案解明
研究代表 出口 雅久
- 基盤研究 (C) ハーバード初の小児科正教授を取り巻く文脈－米国小児科学の〈母〉に着目して
研究代表 吉岡 公美子
- 基盤研究 (C) 総記化の理論と応用
研究代表 藏藤 健雄
- 基盤研究 (C) 第二言語話者の「談話構築能力」の発達過程－談話機能主義の観点から－
研究代表 遠山 千佳
- 基盤研究 (C) 性犯罪規定改正後に想定される実務上の諸問題に関する理論的研究
研究代表 嘉門 優
- 基盤研究 (C) 犯罪やテロ防止権限の不作为に関する国家賠償責任の日仏比較研究
研究代表 北村 和生
- 基盤研究 (C) 自由選挙の原則を理論的に再構成するための棄権の自由の再定義
研究代表 倉田 玲
- 基盤研究 (C) 性的被害に対する損害賠償請求権の消滅時効論－解釈論・立法論の現代化
研究代表 松本 克美
- 基盤研究 (C) SNS による刑事事件情報拡散時代における適正な刑事司法の実現についての研究
研究代表 渕野 貴生
- 基盤研究 (C) 薬物事犯および財産犯における刑罰と処分および治療の兼ね合い
研究代表 松宮 孝明
- 基盤研究 (C) グループ利益の追求と子会社利害関係者保護
研究代表 清水 円香
- 挑戦的研究 (萌芽) 教員のインフォーマル・ネットワークの機能に関する研究
研究代表 徳久 恭子
- 若手研究 (B) 子会社利害関係者の保護と親会社の責任
研究代表 清水 円香
- 若手研究 (B) ポスト基礎付け主義時代におけるデモクラシーの行方：アゴニズムの民主主義論を中心に
研究代表 山本 圭
- 若手研究 不利益分配を合意する－地方自治体における公共施設統廃合－
研究代表 柳 至
- 研究活動スタート支援 リーガル・リアリズムの再定位：法学と経済学の横断運動として
研究代表 菊地 諒
- 若手研究 知的財産紛争解決の総合的研究
研究代表 畑中 麻子
- 若手研究 機能不全の解消に向けた行政罰各論の領域横断的研究－主要 6 分野の比較分析－
研究代表 田中 良弘
- 若手研究における独立基盤形成支援 行政罰に関する統一的法理論の確立に向けた行政罰各論の日独比較法研究
研究代表 田中 良弘



立命館ロー・ニュースレター

第 91 号 (2021 年 6 月)

編集：立命館大学法学会

ニュースレター編集委員会（法学部研究委員会）

発行：立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

TEL：075-465-8177

FAX：075-465-8294

URL：[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)

[law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)